

せいねんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和8年 3月 発行

【 第9号 】

(次回発行 : 令和8年7月 『 成年後見制度のメリット・デメリット 』を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい！ 成年後見人等の仕事 身上保護 編

【 成年後見人等ができること 】

- 日常生活 や 福祉サービスの 見守り
- 住居の賃貸借契約 と その費用の支払い
- 治療や入院に必要な契約 と その費用の支払い
- 福祉施設の入所や退所に必要な契約 と その費用の支払い
- 介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用契約 と その費用の支払い
- 教育やリハビリに関する契約 と その費用の支払い



【 成年後見人等ができないこと 】

- 事実行為 (清掃、洗濯、調理、買い物、送迎、受診の付き添い など)
- 医療同意 (与薬、注射、輸血、放射線治療、手術、延命治療、臓器提供 など)
- 保証人など (入院・入所時の身元引受人や連帯保証人になること)
- 本人の意思に反して強制的に行うこと
(例: 健康診断、入院、施設入所、介護、教育、リハビリ など)
- 身分行為 (結婚、離婚、養子縁組、子の認知、遺言書の作成 など)
- 居所指定 (本人の住む場所を決めること)
- 死後事務 (葬儀や埋葬の手配、遺品整理、相続 など)



事務所移転の お知らせ



当センターは令和8年4月1日（水）より下記住所に事務所を移転することになりました。

今後もさらなるサービスの向上を目指して努力してまいります。引き続き変わらぬご支援をたまわりますよう、心よりお願い申し上げます。

新しい住所は以下のとおりです。

【新住所（R8.4/1より）】

住所 〒509-2202

下呂市森 883-1 下呂福祉会館 総合相談室内

電話 0576-23-0783

メール seinenkoken.gero@gmail.com ←アドレスは変わりません

3/31（火）まではこちらの住所にお願いします

下呂市成年後見支援センター ご利用案内



【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-**52-3936** 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています